

さいたま市水道局告示第147号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項に規定する指定給水装置工事事業者の更新を同法第25条の3の2第3項に基づき、次のとおり指定の更新を決定したので、さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第40号）第11条第2号の規定により告示する。

令和8年10月19日

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

1 指定の更新を決定した指定給水装置工事事業者

- 次の表のとおり

指 定 番 号 及 び 名 称 住 所 代 表 者 名 従前の指定の有効期間満了日 指 定 の 有 効 期 間（更 新）	第1313号 有限会社牛込商店 埼玉県川口市大字里1069番地の6 牛込 利夫 令和8年9月29日 令和8年9月30日から令和13年9月29日まで
指 定 番 号 及 び 名 称 住 所 代 表 者 名 従前の指定の有効期間満了日 指 定 の 有 効 期 間（更 新）	第1314号 株式会社エナジー 埼玉県川越市大字安比奈新田255番地3 宮根 博信 令和8年10月28日 令和8年10月29日から令和13年10月28日まで
指 定 番 号 及 び 名 称 住 所 代 表 者 名 従前の指定の有効期間満了日 指 定 の 有 効 期 間（更 新）	第1317号 株式会社ヤザキンメイ 埼玉県川口市本町二丁目2番15号 塚田 博 令和8年11月29日 令和8年11月30日から令和13年11月29日まで
指 定 番 号 及 び 名 称 住 所 代 表 者 名 従前の指定の有効期間満了日 指 定 の 有 効 期 間（更 新）	第1323号 株式会社リグランド 埼玉県入間市小谷田一丁目11番37号2F 相川 俊 令和8年12月27日 令和8年12月28日から令和13年12月27日まで
指 定 番 号 及 び 名 称 住 所 代 表 者 名 従前の指定の有効期間満了日 指 定 の 有 効 期 間（更 新）	第274号 有限会社千葉商事 埼玉県越谷市北越谷三丁目21番5号 千葉 猛伸 令和8年9月29日 令和8年9月30日から令和13年9月29日まで
指 定 番 号 及 び 名 称 住 所 代 表 者 名 従前の指定の有効期間満了日 指 定 の 有 効 期 間（更 新）	第277号 さいたまプリロ株式会社 埼玉県さいたま市北区日進町三丁目8番地 齊藤 将一 令和8年9月29日 令和8年9月30日から令和13年9月29日まで

指 定 番 号 及 び 名 称 住 所 代 表 者 名 従前の指定の有効期間満了日 指 定 の 有 効 期 間 (更 新)	第 2 9 0 号 有限会社西野水道 埼玉県川口市柳崎二丁目 4 番 8 号 西野 亨 令和 8 年 9 月 2 9 日 令和 8 年 9 月 3 0 日から令和 1 3 年 9 月 2 9 日まで
指 定 番 号 及 び 名 称 住 所 代 表 者 名 従前の指定の有効期間満了日 指 定 の 有 効 期 間 (更 新)	第 2 9 8 号 株式会社磯部工業 埼玉県三郷市東町 4 6 番地 磯部 賢一 令和 8 年 9 月 2 9 日 令和 8 年 9 月 3 0 日から令和 1 3 年 9 月 2 9 日まで
指 定 番 号 及 び 名 称 住 所 代 表 者 名 従前の指定の有効期間満了日 指 定 の 有 効 期 間 (更 新)	第 3 2 5 号 サンケン株式会社 埼玉県さいたま市見沼区春岡一丁目 3 3 番地 1 二階堂 理 令和 8 年 9 月 2 9 日 令和 8 年 9 月 3 0 日から令和 1 3 年 9 月 2 9 日まで
指 定 番 号 及 び 名 称 住 所 代 表 者 名 従前の指定の有効期間満了日 指 定 の 有 効 期 間 (更 新)	第 3 5 8 号 有限会社共立設備 埼玉県上尾市西宮下三丁目 2 7 8 番地 秋山 伸二 令和 8 年 9 月 2 9 日 令和 8 年 9 月 3 0 日から令和 1 3 年 9 月 2 9 日まで
指 定 番 号 及 び 名 称 住 所 代 表 者 名 従前の指定の有効期間満了日 指 定 の 有 効 期 間 (更 新)	第 3 6 0 号 有限会社斉藤設備工業 埼玉県川口市前川二丁目 4 4 番 2 4 号 齋藤 一男 令和 8 年 9 月 2 9 日 令和 8 年 9 月 3 0 日から令和 1 3 年 9 月 2 9 日まで
指 定 番 号 及 び 名 称 住 所 代 表 者 名 従前の指定の有効期間満了日 指 定 の 有 効 期 間 (更 新)	第 3 6 4 号 TAKEUCHI ファシリティーズ株式会社 埼玉県さいたま市西区大字佐知川 1 4 6 番地 4 中川 伸也 令和 8 年 9 月 2 9 日 令和 8 年 9 月 3 0 日から令和 1 3 年 9 月 2 9 日まで
指 定 番 号 及 び 名 称 住 所 代 表 者 名 従前の指定の有効期間満了日 指 定 の 有 効 期 間 (更 新)	第 4 0 2 号 株式会社中屋 埼玉県熊谷市弥生二丁目 5 0 番地 松本 峰司 令和 8 年 9 月 2 9 日 令和 8 年 9 月 3 0 日から令和 1 3 年 9 月 2 9 日まで